

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		源泉徴収事務ファイル	
実施機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		会計課	
個人情報ファイルの利用目的		所得税法に基づき、源泉徴収票の交付及び法定調書の作成・提出を行うもの。	
記録項目		1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 支払額、5 控除額、6 支払者	
記録範囲		日田市から給与支払を受けた者	
記録情報の収集方法		日田市の支払事務において、支払時に所得税控除するもの。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 有り 日田税務署 ※有りの場合 提供先を記入 <input type="checkbox"/> 無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		名称	会計課
		所在地	日田市田島2丁目6番1号
訂正及び利用停止に関する特別の手続等		<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し	※有りの場合は、法令名及び該当条を記載
個人情報ファイルの種別		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	
		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		名称	—
		所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数	—	
	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		名称	—
		所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備考			

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	財務会計システム（債権者情報登録）	
実施機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計管理者 会計課	
個人情報ファイルの利用目的	収入、支払事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 口座情報、5 債権者番号	
記録範囲	債権者及び債務者	
記録情報の収集方法	収入、支払事務を行う担当課からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合 提供先を記入 <input checked="" type="checkbox"/> 無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	会計管理者 会計課
	所在地	日田市田島2丁目6番1号
訂正及び利用停止に関する特別の手続等	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し	※有りの場合は、法令名及び該当条を記載
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数	—
	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		